

【初めて申請される方】

おむつ代の領収書・医師の証明書（おむつ使用証明書）

【2年目以降の方】

おむつ代の領収書・大山町が主治医意見書の内容を確認した書類（おむつ使用確認書）

「障害者控除対象者認定書」

「おむつ使用確認書」の交付を受けた方（本人か家族による申請に限ります）は、福祉保健課か各支所総合窓口課で申請してください。

◆問い合わせ先

- 福祉保健課 0859・54・5207
- 中山支所総合窓口課 0858・58・6111
- 大山支所総合窓口課 0859・53・3311

米子税務署の  
確定申告相談日

米子税務署の確定申告相談を次のとおり行います。

◆期間

2月2日(月)～3月16日(月)  
※土・日・祝日除く

◆受付時間

9時～16時

◆会場

米子コンベンションセンター  
(米子市末広町294)

◆問い合わせ先

米子税務署 0859・32・4121

電子証明書を  
取得してe-Taxを  
利用しませんか

平成20年分の所得税の確定申告書の提出を、納税者本人の電子証明書を利用して、平成21年1月5日から3月16日までの期間内にe-Tax（国税電子申告・納税システム）で行う場合、所得税額から最高5000円（その年分の所得税額を限度とします）の控除を受けることができます。（平成19年分の確定申告で、この税額控除の適用を受けた方は受けられません）

このe-Taxを利用するには電子証明書の取得が必要です。電子証明書とは、住民が安心して

インターネットを通じて国や地方の行政機関が行う電子申請・届出等の行政サービスを受けるために利用するもので、都道府県・市区町村からは個人向けに「公的個人認証サービス」による電子証明書が発行されています。

確定申告時期が近づくと、電子証明書の発行の際に市区町村の窓口で相当お待ちいただく場合もありますので、電子証明書の取得はお早めにお願います。電子証明書を利用するためのパソコンの設定が昨年よりも大幅に簡単になりましたので、昨年難しいと感じて利用されなかった方も今年こそはご利用ください。

電子証明書の取得方法

住民票のある市区町村の窓口で住民基本台帳カード（住基カード）を入手し、申請書等を提出して取得できます。（発行手数料として、住基カードは500円、電子証明書は500円が必要）本人確認書類として、運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した写真付きの証明書をご持参ください。

電子証明書の他に準備  
していただくもの

「公的個人認証サービス」の電子証明書は住基カードの中に入れますので、「ICカードリーダーライター」という住基カードの情報を読み取るための装置をご準備ください。

ICカードリーダーライターは家電量販店やインターネット販売で購入できます。（参考価格：2500円～4000円程度。カードの種類により異なります）

■詳細な情報については、次のホームページをご覧ください。

【住基カード】

<http://juki-card.com/index.html>

【電子証明書（公的個人認証サービス）】

<http://www.jpki.go.jp/index.html>

【ICカードリーダーライター】

<http://www.jpki-rw.jp/>

【e-Tax（国税電子申告・納税システム）】

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

【e-Tax 確定申告特集ページ】

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkokushotoku/tokushu/>

■住基カード、電子証明書の取得方法の詳細についてのお問い合わせ窓口

鳥取県最低賃金

1時間：629円 発効年月日：平成20年10月26日

特定（産業別）最低賃金

最低賃金の名称	最低賃金額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1時間 730円	平成20年12月25日
鳥取県各種商品小売業最低賃金	1時間 689円	平成20年12月27日

※詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室（0857-29-1705）または米子労働基準監督署（0859-34-2231）へお尋ねください。

役場税務課  
0859・54・5208